

兵庫県公報

平成21年12月4日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成21年12月4日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
附則第15項中「ついては、」の右に「次項から附則第20項までに定めるところにより」を加え、「定める算定方法に」及び「別に管理規程で定めるところにより」を削る。

附則に次の5項を加える。

- 16 平成21年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の135を乗じて得た額（第6条の2第1項に規定する特定幹部職員にあつては、100分の115を乗じて得た額）に、同項に規定する割合を乗じて得た額とする。
- 17 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の135」とあるのは「100分の75」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」とする。
- 18 特定任期付職員に対する附則第16項の規定の適用については、同項中「100分の135」とあるのは「100分の150」とする。
- 19 平成21年12月に支給する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。
- 20 前項の場合において、管理者が支給する勤勉手当の総額については、第6条の3第1項の定めるところによる。この場合において、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の35」と、「100分の50」とあるのは「100分の45」とする。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成21年12月4日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第13号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「3,500円」を「平成21年11月までの間にあつては「3,500円」と、同年12月以降にあつては

「2,500円」に改める。

附則第23項中「ついては、」の右に「次項から附則第27項までに定めるところにより」を加え、「定める算定方法に」及び「別に管理規程で定めるところにより」を削る。

附則に次の4項を加える。

- 24 平成21年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の135（特定任期付職員にあつては、100分の150）を乗じて得た額（第40条第1項に規定する特定幹部職員にあつては、100分の115を乗じて得た額）に、同項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 25 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の135」とあるのは「100分の75」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」とする。
- 26 平成21年12月に支給する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が給与規則第37条第19項から第23項までに定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。
- 27 前項の場合において、管理者が支給する勤勉手当の総額については、第42条第1項の定めるところによる。この場合において、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の35」と、「100分の50」とあるのは「100分の45」とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。